

台風などで損害を受けた場合の税務 Q&A

◇会社の資産が損害を受けた場合

Q. 商品や店舗などが被災した場合は？

A. 棚卸資産や固定資産などが災害により滅失・損壊した場合は、その損失額が損金になります。

また、損壊した資産の取壊しや、土砂などを除去するための費用も損金になります。

Q. 被災した固定資産を補修した場合は？

A. 原状回復のための費用は、修繕費として損金になります。

また、被災前の状態を維持するための補強工事や、排水又は土砂崩れの防止などのために

支出した費用も修繕費をして認められます。

ただし、被災資産の復旧に代えて資産を取得したり、貯水池などの特別な施設の設置は、新たな資産の取得となるため、修繕費にはなりません。

◇個人の資産が損害を受けた場合

Q. 住宅や家財などが被災した場合は？

A. 「雑損控除」又は「災害減免法」により所得税を軽減できます（有利な方を選択適用）。なお、適用するには確定申告を行う必要があります。

Q. 雑損控除とは？

A. 災害や盗難、横領により、生活に通常必要な資産（住宅、家具、衣類など）が損害を受けた場合に【損害金額－所得金額10%】と【損害金額のうち災害関連の支出の金額

－5万円】のいずれか多い方を所得金額から控除出来る制度です。

Q. 災害減免法とは？

A. 所得金額が1千万円以下の方で、災害により住宅や家財が時価の1/2以上の損害を受けた場合に、所得金額に応じて税額が減免される制度です。

（500万円以下：全額免除、～750万円以下：1/2軽減、～1千万円以下：1/4軽減）。